

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和3年9月9日

秋田県立大館国際情報学院高等学校長 村上 清秀

1 入札に付する事項

- (1) 修繕名 トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕
- (2) 場所 秋田県立大館国際情報学院中学校・高等学校(大館市松木字大上25番地の1)
- (3) 期間 契約日から令和4年3月31日まで

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 大館市に主たる営業所を有すること。
- (6) 秋田県建設業者等級格付名簿の「給排水暖冷房衛生設備工事部門」に登載されていること。
- (7) 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を次により提出しなければならない。申請書を受領後、契約担当者は、開札前に参加資格の審査を行う。

① 提出書類等

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 登記事項証明書の写し又は大館市に主たる営業所があることを証明する書類の写し

② 提出期間

令和3年9月9日（木）から令和3年9月17日（金）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③ 提出時間

午前9時から午後4時まで

④ 提出場所

秋田県立大館国際情報学院高等学校 事務室

⑤ 提出部数

1部

⑥ 入札参加資格確認申請書の掲載

本公告と同時に秋田県立大館国際情報学院高等学校ホームページに公告日より掲載するものとする。

- (2) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあとにおいて入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届（様式第3号）を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- (3) 契約担当者は、(1)において申請者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該申請者に対し、理由を明らかにした上で資格なしと決定した旨を通知する。
- (4) (3)の連絡を受けた者は、当該連絡の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

4 設計図書等の掲載

本修繕に係る契約書案、金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書等」という。）については、令和3年9月9日（木）から令和3年9月16日（木）までの期間、秋田県立大館国際情報学院高等学校ホームページに掲載する。

5 入札保証金

免除する。

6 契約保証金

落札者は、契約書の提出と同時に契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一を付さなければならない。

- (1) 契約保証金（現金）の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証

7 契約保証金の免除

契約担当者は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札書等の提出等

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に秋田県立大館国際情報学院高等学校に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和3年9月22日(水) 午前9時

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(5) その他

- ① 入札執行回数は、2回までとする。
- ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札者とする。

(2) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (4) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (9) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

(1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。

- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 修繕工事期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書等を熟知しなければならない。
- (7) この案件の仕様等について、質問がある場合は、令和3年9月15日（水）までに秋田県立大館国際情報学院高等学校長へ書面により行わなければならない。
回答は、令和3年9月16日（木）までに秋田県立大館国際情報学院高等学校ホームページに掲載する。
- (8) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則の定めるところによる。

12 問い合わせ先

課 所 名	秋田県立大館国際情報学院高等学校
住 所	大館市松木字大上25番地の1
電話番号	0186-50-6090

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額
高校トイレ洋式化					
洋式便器	手洗いなし	5	台		
暖房便座		5	台		
擬音装置	女子のみ	4	台		
紙巻器	既存品再利用	5	台		
耐火二層管	75	10	m		
同上継手類		1	式		
支持金物		1	式		
給水配管継手類	給水止共	5	箇所		
既存便器撤去	研り、コア抜き共	5	台		
モルタル復旧		5	箇所		
排水配管		5	箇所		
便器取付	紙巻共	5	箇所		
消耗雑材費		1	式		
交通運搬費		1	式		
ブース工事		1	式		
長尺シート工事		1	式		
点検口設置		1	式		
電源工事		1	式		
小 計					
高校自動水栓化					
自動水栓単水栓	給水金具、ホルダー付	24	個		
自動水栓単水栓	サーモスタット、給水金具、ホルダー付	8	個		
既存水栓撤去処分		32	式		
自動水栓取付		32	式		
試運転調整		1	式		
消耗雑材費		1	式		
交通運搬費		1	式		
電源工事		1	式		
小 計					
諸経費		1	式		
法定福利費		1	式		
高校計					
中学校・高校計					
消 費 税	10%				
合 計					

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和3年9月9日

秋田県立大館国際情報学院高等学校長 村上 清秀

1 入札に付する事項

- (1) 修繕名 トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕
- (2) 場所 秋田県立大館国際情報学院中学校・高等学校(大館市松木字大上25番地の1)
- (3) 期間 契約日から令和4年3月31日まで

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 大館市に主たる営業所を有すること。
- (6) 秋田県建設業者等級格付名簿の「給排水暖冷房衛生設備工事部門」に登載されていること。
- (7) 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を次により提出しなければならない。申請書を受領後、契約担当者は、開札前に参加資格の審査を行う。

① 提出書類等

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 登記事項証明書の写し又は大館市に主たる営業所があることを証明する書類の写し

② 提出期間

令和3年9月9日（木）から令和3年9月17日（金）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③ 提出時間

午前9時から午後4時まで

④ 提出場所

秋田県立大館国際情報学院高等学校 事務室

⑤ 提出部数

1部

⑥ 入札参加資格確認申請書の掲載

本公告と同時に秋田県立大館国際情報学院高等学校ホームページに公告日より掲載するものとする。

- (2) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあとにおいて入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届（様式第3号）を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- (3) 契約担当者は、(1)において申請者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該申請者に対し、理由を明らかにした上で資格なしと決定した旨を通知する。
- (4) (3)の連絡を受けた者は、当該連絡の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

4 設計図書等の掲載

本修繕に係る契約書案、金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書等」という。）については、令和3年9月9日（木）から令和3年9月16日（木）までの期間、秋田県立大館国際情報学院高等学校ホームページに掲載する。

5 入札保証金

免除する。

6 契約保証金

落札者は、契約書の提出と同時に契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一を付さなければならない。

- (1) 契約保証金（現金）の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証

7 契約保証金の免除

契約担当者は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札書等の提出等

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に秋田県立大館国際情報学院高等学校に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和3年9月22日(水) 午前9時

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(5) その他

- ① 入札執行回数は、2回までとする。
- ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札者とする。

(2) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (4) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (9) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

(1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。

- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 修繕工事期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書等を熟知しなければならない。
- (7) この案件の仕様等について、質問がある場合は、令和3年9月15日（水）までに秋田県立大館国際情報学院高等学校長へ書面により行わなければならない。
回答は、令和3年9月16日（木）までに秋田県立大館国際情報学院高等学校ホームページに掲載する。
- (8) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則の定めるところによる。

12 問い合わせ先

課 所 名	秋田県立大館国際情報学院高等学校
住 所	大館市松木字大上25番地の1
電話番号	0186-50-6090

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額
高校トイレ洋式化					
洋式便器	手洗いなし	5	台		
暖房便座		5	台		
擬音装置	女子のみ	4	台		
紙巻器	既存品再利用	5	台		
耐火二層管	75	10	m		
同上継手類		1	式		
支持金物		1	式		
給水配管継手類	給水止共	5	箇所		
既存便器撤去	研り、コア抜き共	5	台		
モルタル復旧		5	箇所		
排水配管		5	箇所		
便器取付	紙巻共	5	箇所		
消耗雑材費		1	式		
交通運搬費		1	式		
ブース工事		1	式		
長尺シート工事		1	式		
点検口設置		1	式		
電源工事		1	式		
小 計					
高校自動水栓化					
自動水栓単水栓	給水金具、ホルダー付	24	個		
自動水栓単水栓	サーモスタット、給水金具、ホルダー付	8	個		
既存水栓撤去処分		32	式		
自動水栓取付		32	式		
試運転調整		1	式		
消耗雑材費		1	式		
交通運搬費		1	式		
電源工事		1	式		
小 計					
諸経費		1	式		
法定福利費		1	式		
高校計					
中学校・高校計					
消 費 税	10%				
合 計					

修繕契約書（案）

令和3年 月 日

発注者 所在地 大館市松木字大上25番地の1
氏名 秋田県立大館国際情報学院高等学校
校長 村上清秀 ㊞

受注者 所在地
商号又
は名称
氏名 ㊞

次の物件の修繕について、秋田県財務規則を遵守のうえ契約を締結し、その証として、本通2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

1 契約金額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税) ￥

2 物件名等

物件名	数量	単位	金額	摘要
トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕	1	式		
消費税				
合計				

3 完成期限 令和4年3月31日
4 場所 秋田県立大館国際情報学院高等学校
(大館市松木字大上25番地の1)
5 契約保証金 公告文6・7による。
6 特別契約事項 以下に記載のとおり。

(納入及び検査)

- 第1条 受注者は、修繕を完成させたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査において不合格となった場合は、すみやかにこれを補修し、又は代品と取り替えて再検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 前項の不合格品であっても、仕様書との相違が軽微で、発注者が使用上支障がないと認めるときは、契約金額を相当額減額のうえ、検査に合格したものと見なすことがある。
- 5 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合においては、第1項から第3項までの規定を準用する。

(中間検査)

第2条 発注者は、必要があるときは、中間検査を行い又は納入計画その他必要と認める事項について、受注者に報告を求めることができる。

(代金の支払い)

第3条 発注者は、受注者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第4条 第1条第2項から第5項までの検査合格前に生じた当該修繕目的物についての損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(担保責任)

第5条 受注者は、当該修繕目的物の検査合格後1年間、その隠れた瑕疵について補修し、又は補修に代え、損害を賠償する責任を負うものとする。

(完成期限の延長)

第6条 発注者は、次の各号の一に該当すると認められるときは、完成期限を延長することができる。

一 受注者が天災その他不可抗力による理由により、完成期限内に契約を履行することができないとき。

二 受注者が自己の責に帰する理由により、完成期限内に契約を履行することができないとき。

2 前項各号の場合においては、受注者は発注者に対し遅滞なくその理由を付した書面により完成期限内に、その延長を求めなければならない。

3 完成期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅滞)

第7条 発注者が、前条第1項第二号の規定により、完成期限の延長を承認したときは、受注者は、規定の完成期限の翌日から納入の日までの日数(検査に要した日数を除く。)に応じ、年2.5パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第8条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第9条 受注者は、業務の全部または主体的部分を一括して第三者に委任し、または請負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(解除)

第10条 発注者は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。

この場合において、受注者は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

一 受注者の責に帰する理由により、期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

二 受注者が、この契約の条項に違反したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達

成することができないと認められるとき。

四 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、受注者が受注者の責任によらない理由で契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

3 受注者は、第1項又は前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は解除部分に対する100分の10に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。この場合において、受注者が契約保証金を納付しているときは、発注者はその契約保証金を賠償金に充当できるものとする。

(通報報告)

第11条 受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)による不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、直ちに警察への通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。

(費用の負担)

第12条 補修及び検査に要する費用(不合格品の引き取りに要する費用を含む)は、全て受注者の負担とする。

(その他)

第13条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(様式第1号)

令和 3年 9月 日

秋田県立大館国際情報学院高等学校長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格確認申請書

秋田県が行う次の案件の修繕契約に係る条件付き一般競争入札への参加資格について
確認されたく、資料を添えて申請します。

修繕名 トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕

(様式第 2 号)

令和 3 年 9 月 日

秋田県立大館国際情報学院高等学校長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

条件付き一般競争入札への参加資格確認申請について、次の事項を誓約します。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ・ 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと。
- ・ 秋田県税に滞納がないこと。
- ・ 社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がないこと。（適用除外事業所を除く。）
- ・ 指名停止又は指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ・ 添付書類の内容が事実と相違ないこと。

(様式第3号)

令和 3年 9月 日

秋田県立大館国際情報学院高等学校長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

入 札 辞 退 届

次の修繕について、入札を辞退します。

修繕名 トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕

委任状

令和 3 年 9 月 日

契約担当者

秋田県立大館国際情報学院高等学校長 あて

私は 住所
氏名

代理人印

を代理人と定め

(入札に付する事項)

トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕

の入札に関する一切の権限を委任します。

委任者 住 所

商号又は名称

氏 名

印

入 札 書

令和 3 年 9 月 22 日

契約担当者

秋田県立大館国際情報学院高等学校長 あて

代表者が 入札する 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	⑩
代理人が 入札する 場 合	代 理 人 氏 名	⑩
	委任者の商号 又 は 名 称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕
入 札 金 額	¥

※ 当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

再 入 札 書

令和 3 年 9 月 22 日

契約担当者

秋田県立大館国際情報学院高等学校長 あて

代表者が 入札する 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	⑩
代理人が 入札する 場 合	代 理 人 氏 名	⑩
	委 任 者 の 商 号 又 は 名 称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕
入 札 金 額	¥

※ 当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

修繕契約書（案）

令和3年 月 日

発注者 所在地 大館市松木字大上25番地の1
氏名 秋田県立大館国際情報学院高等学校
校長 村上清秀 ㊞

受注者 所在地
商号又
は名称
氏名 ㊞

次の物件の修繕について、秋田県財務規則を遵守のうえ契約を締結し、その証として、本通2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

1 契約金額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税) ￥

2 物件名等

物件名	数量	単位	金額	摘要
トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕	1	式		
消費税				
合計				

3 完成期限 令和4年3月31日
4 場所 秋田県立大館国際情報学院高等学校
(大館市松木字大上25番地の1)
5 契約保証金 公告文6・7による。
6 特別契約事項 以下に記載のとおり。

(納入及び検査)

- 第1条 受注者は、修繕を完成させたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査において不合格となった場合は、すみやかにこれを補修し、又は代品と取り替えて再検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 前項の不合格品であっても、仕様書との相違が軽微で、発注者が使用上支障がないと認めるときは、契約金額を相当額減額のうえ、検査に合格したものと見なすことがある。
- 5 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合においては、第1項から第3項までの規定を準用する。

(中間検査)

- 第2条 発注者は、必要があるときは、中間検査を行い又は納入計画その他必要と認める事項について、受注者に報告を求めることができる。

(代金の支払い)

第3条 発注者は、受注者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第4条 第1条第2項から第5項までの検査合格前に生じた当該修繕目的物についての損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(担保責任)

第5条 受注者は、当該修繕目的物の検査合格後1年間、その隠れた瑕疵について補修し、又は補修に代え、損害を賠償する責任を負うものとする。

(完成期限の延長)

第6条 発注者は、次の各号の一に該当すると認められるときは、完成期限を延長することができる。

一 受注者が天災その他不可抗力による理由により、完成期限内に契約を履行することができないとき。

二 受注者が自己の責に帰する理由により、完成期限内に契約を履行することができないとき。

2 前項各号の場合においては、受注者は発注者に対し遅滞なくその理由を付した書面により完成期限内に、その延長を求めなければならない。

3 完成期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅滞)

第7条 発注者が、前条第1項第二号の規定により、完成期限の延長を承認したときは、受注者は、規定の完成期限の翌日から納入の日までの日数(検査に要した日数を除く。)に応じ、年2.5パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第8条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第9条 受注者は、業務の全部または主体的部分を一括して第三者に委任し、または請負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(解除)

第10条 発注者は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。

この場合において、受注者は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

一 受注者の責に帰する理由により、期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

二 受注者が、この契約の条項に違反したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達

成することができないと認められるとき。

四 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、受注者が受注者の責任によらない理由で契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

3 受注者は、第1項又は前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は解除部分に対する100分の10に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。この場合において、受注者が契約保証金を納付しているときは、発注者はその契約保証金を賠償金に充当できるものとする。

(通報報告)

第11条 受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)による不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、直ちに警察への通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。

(費用の負担)

第12条 補修及び検査に要する費用(不合格品の引き取りに要する費用を含む。)は、全て受注者の負担とする。

(その他)

第13条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(様式第1号)

令和 3年 9月 日

秋田県立大館国際情報学院高等学校長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格確認申請書

秋田県が行う次の案件の修繕契約に係る条件付き一般競争入札への参加資格について
確認されたく、資料を添えて申請します。

修繕名 トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕

(様式第 2 号)

令和 3 年 9 月 日

秋田県立大館国際情報学院高等学校長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

条件付き一般競争入札への参加資格確認申請について、次の事項を誓約します。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ・ 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと。
- ・ 秋田県税に滞納がないこと。
- ・ 社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がないこと。（適用除外事業所を除く。）
- ・ 指名停止又は指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ・ 添付書類の内容が事実と相違ないこと。

(様式第3号)

令和 3年 9月 日

秋田県立大館国際情報学院高等学校長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

入 札 辞 退 届

次の修繕について、入札を辞退します。

修繕名 トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕

委任状

令和 3 年 9 月 日

契約担当者

秋田県立大館国際情報学院高等学校長 あて

私は 住所
氏名

代理人印

を代理人と定め

(入札に付する事項)

トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕

の入札に関する一切の権限を委任します。

委任者 住 所

商号又は名称

氏 名

印

入 札 書

令和 3 年 9 月 22 日

契約担当者

秋田県立大館国際情報学院高等学校長 あて

代表者が 入札する 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	⑩
代理人が 入札する 場 合	代 理 人 氏 名	⑩
	委任者の商号 又 は 名 称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕
入 札 金 額	¥

※ 当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

再 入 札 書

令和 3 年 9 月 22 日

契約担当者

秋田県立大館国際情報学院高等学校長 あて

代表者が 入札する 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	⑩
代理人が 入札する 場 合	代 理 人 氏 名	⑩
	委任者の商号 又 は 名 称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	トイレ洋式化及び手洗い自動水栓化修繕
入 札 金 額	¥

※ 当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。